

道路構造令の趣旨

道路構造令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるもの

道路の構造は、その道路の機能と自然的外部的諸条件に応じて具体的に決定する必要がある。

○修繕または災害復旧工事等の場合、道路構造令の規定によらない工事を行うことは差し支えない。

○道路構造令の規定に適合していない道路をそのまま存置することは道路構造令の規定に抵触しない。

『道路構造令の解説と運用』の目的

道路構造令を補完し、一体となって道路の構造における技術的基準となり、その運用の方法を示すものであって、十分な解説をつけ加えることにより、道路を設計する技術者の手引書または指導書としようとするものである。